

第6章

環境配慮指針

石城山と田園風景



1	主体別における環境配慮指針	64
2	事業における環境配慮指針	67

環境問題の発生の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大が大きく起因しています。環境配慮指針は、日常生活や事業活動等に対して、市はもとより、市民及び事業者が環境に配慮した行動を実践していくための指針を示します。

1 主体別における環境配慮指針

主体別における環境配慮指針は、市民、事業者及び市が目指すべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。

光市環境基本条例では、市民、事業者及び市の責務を次のように定めています。

○市民の責務

市民は、日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

○事業者の責務

事業者は、事業活動に伴うばい煙、汚水その他の公害の発生の防止、廃棄物の適正処理、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

○市の責務

市は、市が実施するすべての施策について、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等を基本に、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

光市環境基本条例 平成19年4月1日施行

主な環境配慮事項の例としては、次の事項が考えられます。

項 目	市 民	事 業 者	市
自然共生社会の実現	・美しく豊かな自然は本市の財産という意識を共有する。	・美しく豊かな自然は本市の財産という意識を共有する。	・自然敬愛に関する取組みを広く情報発信し、美しく豊かな自然は本市の財産という意識を共有する。
	・庭やベランダ、屋上、壁面等の緑化や公園等の地域で親しまれている身近な緑化に努める。	・敷地の外周や前庭等の緑化や地域の緑化に努める。	・公共施設の緑化に努めるとともに、市域全体の緑地の確保と適切な維持管理に努める。
	・動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に協力する。	・動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に協力する。	・動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に関する取組みに努めるとともに、保護意識の普及を図る。
	・鳥や昆虫、植物等の身近な生き物を大切に、生物多様性に関する理解と保全に努める。	・生物多様性を理解するとともに、外来生物による被害を予防するため、地域に入れない、広げないように努める。	・生物多様性の重要性を啓発するとともに、外来生物による被害を予防するため実態を把握し情報提供に努める。
	・市の歴史・文化について理解を深め、市が実施する有形・無形文化財等の保護活動に参加・協力する。	・開発行為にあたっては、歴史文化遺産に配慮するとともに市の歴史・文化について理解を深め、市が実施する有形・無形文化財等の保護活動に参加・協力する。	・開発行為にあたっては、歴史文化遺産に配慮するとともに、有形・無形文化財等の保護活動の推進に努める。
	・市や地域が実施する自然とふれあうイベント等に積極的に参加する。	・市や地域が実施する自然とふれあうイベント等に積極的に参加する。	・自然型体験学習など自然とふれあう機会の創出に努める。
	・ごみのポイ捨てや犬等のフンの放置、野焼きなどをしないようにする。	・大気、騒音、排水等に係る法令基準を順守し、その達成に努める。	・公害に関する環境監視体制を充実するとともに、適切な指導・啓発に努める。
低炭素社会の実現	・地球温暖化対策の重要性を認識する。	・地球温暖化対策の重要性を認識する。	・地球温暖化対策の重要性を情報発信する。
	・低公害車の購入に努める。	・低公害車の購入に努める。	・公用車の低公害車の購入に努め、民間への普及促進を図る。
	・電車・バス等の公共交通機関の利用に努め、近くへの移動は自転車か歩くようにする。	・通勤や業務活動時等には、電車・バスなどの公共交通機関の利用に努め、輸送は共同輸配送等、効率的に行う。	・通勤や業務活動時等には、電車・バスなどの公共交通機関の利用に努め近くへの移動は庁用自転車を利用する。
	・太陽光発電、太陽熱利用システム等、自然エネルギーの利用に努める。	・太陽光発電、太陽熱利用システム等、自然エネルギーの利用に努める。	・太陽光発電、太陽熱利用システム等、自然エネルギーの利用の普及を図るとともに公共施設への設置を進める。
	・家電製品、照明器具等は、省エネルギー型の製品の購入に努める。	・OA機器、照明器具等は、省エネルギー型の製品の購入に努める。	・省エネルギー製品の導入促進に努めるとともに、OA機器、照明器具等は省エネルギー型の製品の購入に努める。
	・クールビズやウォームビズに取り組み、エアコンの適温運転（冷房 28℃、暖房 20℃程度）を徹底する。	・エアコンは必要な区域・時間に限定して使用するとともに、クールビズやウォームビズに取り組み、エアコンの適温運転（冷房 28℃、暖房 20℃程度）を徹底する。	・クールビズやウォームビズの普及促進を進めるとともに、クールビズやウォームビズに取り組み、エアコンの適温運転（冷房 28℃、暖房 20℃程度）を徹底する。
	・生活スタイルを見直し、節電等に努める。	・事業所におけるエネルギー使用量の削減に努める。	・庁舎におけるエネルギー使用量の削減に努める。
	・緑のカーテンを設置する。	・緑のカーテンを設置する。	・緑のカーテンの普及を図るとともに、公共施設への設置を進める。

項 目	市 民	事 業 者	市
循環型社会の実現	・決められたごみ分別・排出・処理ルールを守る。	・決められたごみ分別・排出・処理ルールを守る。	・ごみ分別・排出・処理ルールを周知し、マナーの向上を図るとともに、市民ニーズに配慮した取組みを行う。
	・資源に対する意識を高め、不用品交換システムやフリーマーケット情報を活用するなどリユース活動を推進する。	・資源に対する意識を高め、事業所内で利用可能なものの再利用を図るなどリユース活動を推進する。	・不用品交換システムやフリーマーケット情報等の充実に努めるなど、市民や事業者の資源に対する意識の高揚を図る。
	・使い捨て製品の購入を控え、詰め替え製品を積極的に利用する。	・使い捨て製品の使用を削減し、詰め替え製品の積極的な販売、流通を推進する。	・使い捨て製品の使用を削減し、詰め替え製品を積極的に利用する。
	・買い物袋（マイバッグ）持参運動に協力する。	・買い物袋（マイバッグ）持参運動に協力する。	・買い物袋（マイバッグ）持参運動の啓発を行う。
	・調理した時は、食べ残しがないように気をつけるとともに、生ごみの堆肥化に努める。	・台所、調理室等から出る生ごみの堆肥化に努める。	・生ごみの堆肥化方法などを啓発する。
	・不法投棄をせず、地域ぐるみで不法投棄監視を強化する。	・不法投棄をせず、事業所周辺の不法投棄監視を強化する。	・不法投棄防止のための啓発・指導の徹底、全市的な不法投棄防止体制の充実に努める。
	・風呂の残り湯は洗濯や掃除等に利用するなど、節水に努める。	・水の再利用や出しっぱなしにしない等、節水に努める。	・水を出しっぱなしにしない等の節水に努める。
環境への意識を高め、 取組みを実践するために	・環境に関する情報の収集や理解を深める。	・環境に関する情報の収集や理解に努めるとともに、環境に配慮した事業活動の体制や仕組みの整備に努める。	・環境に関する情報収集や情報提供に努めるとともに、環境に配慮した事業活動の体制や仕組みの整備に努める。
	・環境学習の場への参加に努める。	・職場における環境教育に努める。	・職場における環境教育に努める。
	・日常的にできる環境保全活動の実践に努める。	・職場における環境保全活動の実践に努める。	・職場における環境保全活動の実践に努める。
	・地域等で行う環境保全活動への参加・協力を努める。 ・日常生活における環境管理活動の実践に努める。	・地域等で行う環境保全活動への参加・協力を努める。 ・事業活動における環境管理活動の実践に努める。	・地域等で行う環境保全活動への参加・協力を努める。 ・市の業務における環境管理活動の実践に努める。

2 事業における環境配慮指針

事業における環境配慮指針は、すべての開発事業や建設事業を行う上で、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項を示すものです。主な環境配慮事項の例としては、次の事項が考えられます。

●全体に関連する事項

- ・環境保全や景観形成等に関する市の計画の方針・目標との整合を図る。
- ・計画の早い段階から、開発地周辺の環境に関する情報を収集し、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響に配慮する。
- ・事業実施にかかる大気汚染や水質汚濁等の環境への影響を考慮し、環境への影響について適切かつ十分な配慮を行うことができるよう、環境への配慮事項を検討する。
- ・周辺住民の事業に対する意見を考慮する。

●循環に関連する事項

- ・建設廃棄物等を用いた再資材の利用を推進するよう努める。
- ・廃棄物のリサイクルを推進し、廃棄物発生量の抑制、減量に努める。

●生活環境に関連する事項

- ・工事中は、大気汚染、粉じん、騒音・振動、汚濁による被害を生じさせないよう適切な措置を講じる。
- ・有害化学物質を使用しない建材や工法を採用する。
- ・土地の造成等にあたっては、地下水位の低下や地盤の変形が生じないように配慮する等、地盤沈下の防止に努める。
- ・土壌汚染の発生及び拡散防止に努める。
- ・施設・工場の建設にあたっては、周囲の自然環境及び景観に調和した構造や色彩となるように努める。

●自然環境に関連する事項

- ・土地の改変、建物・構造物の規模・配置、風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、ため池への流入水量、水位、海域の潮流・波浪への影響等に配慮する。
- ・貴重な植物群落、野生生物の生息地、人と自然とのふれあい活動の場等への影響に配慮する。
- ・人工物の位置、規模、形状等は、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努める。
- ・敷地内の緑化推進等、環境整備に努める。

●文化環境に関連する事項

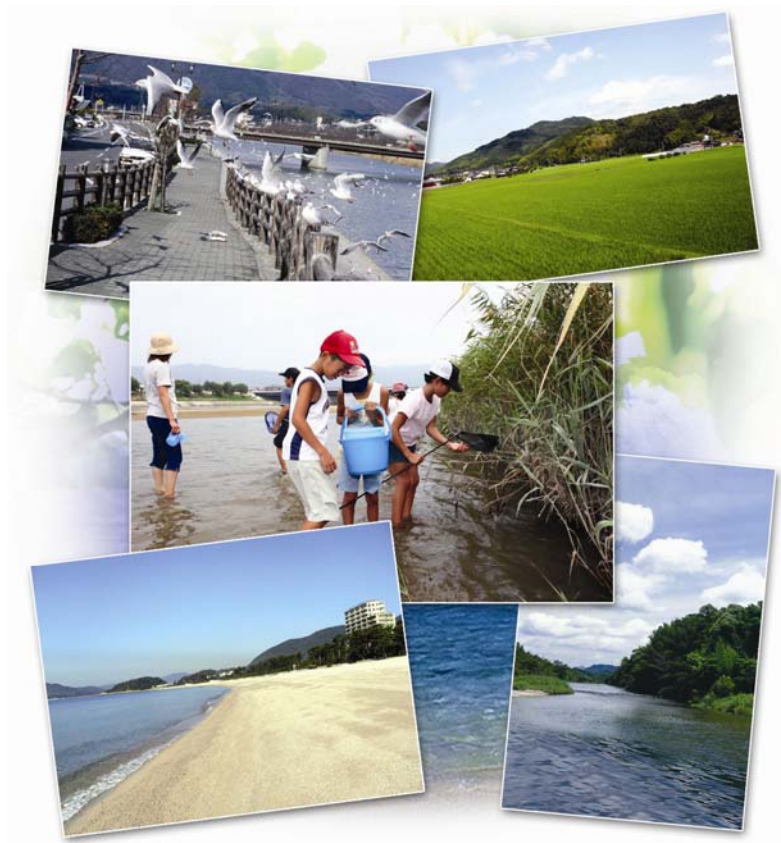
- ・周辺の伝統的景観との調和に配慮し、歴史文化遺産等の環境資源を著しく損なうことがないように努める。
- ・土地の改変、建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努める。

●環境負荷に関連する事項

- ・省エネルギー機器、太陽光等の自然エネルギーの利用を図る。
- ・長期使用が可能な資材の利用等により、廃棄物の発生を出来るだけ抑制する。
- ・耐久性向上の構・工法の採用等、建築物の長寿命化に努める。

●安全に関連する事項

- ・建設工事及び施設の共用に伴い発生する自動車交通は、地域の生活道路、幹線道路等における交通安全への影響に配慮する。
- ・有害物質の使用や発生を極力抑制するとともに、使用・保管する場合は、管理体制や防災体制に十分配慮する。



光市は、豊かな緑と清らかな水、緑陰をわたる風が織りなす四季折々の風情と伝統的な地域文化が調和した美しいまちです。
この豊かで美しい環境は私たちの財産であり、先人がそうしたように、私たちも将来世代にしっかりと引き継いでいくことが大切です。